（団体登録用）

施設予約システム利用者登録申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）岡崎市教育委員会

　運動場の利用について、次のとおり「あいち共同利用型施設予約システム」に利用者登録を申請します。

　なお、登録にあたり「あいち共同利用型施設予約システム利用規約」を遵守し、「施設予約システム個人情報の取り扱いについて」に同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者IDの有無 | * 無　　　　□　有（利用者ＩＤ　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 活動内容（利用団体）※該当する箇所にレ点を付けてください。 | * アマチュアスポーツグループ活動　　□　子ども会活動
* 体育協会加盟団体活動

□　スポーツを教える団体　※公園でスポーツを教える団体が活動を行う場合は１㎡につき10円の使用料が必要です。 |
| パスワード |  |  |  |  |  |  |  |  | 半角英数字4～8桁（左詰め）で記入 |
| 団体名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
|  |
| 団体代表者 | 氏名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
|  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | 携帯 |  | 自宅 |  |
| 生年月日 | 西暦　　　　年　　月　　日 | 性別 | □ 男性　　□ 女性 |
| 勤務先在学先 | 名称 |  |
| 住所 |  | 電話番号 |  |

※下記については記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 市担当者記入欄 | 受付印 |
| 本人確認 | □免許証　□保健証　□学生証□パスポート　□その他（　　　　　） | 利用者ID |  |  |
| 発行担当者 |  |
| 備考 |  |

＜登録名簿＞

　　・10名以上必要(全ての登録者の氏名、住所、生年月日、電話番号を正確に記載すること。)

　　・岡崎市内在住か、市内在勤または市内在学であること。(高校生以下は除く)

・市外在住の登録者は、勤務先または学校名を記入すること。

　　・他の団体に所属していないこと。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏名 | 住所 | 生年月日**（西暦）** | 電話番号 | 勤務・在学先 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ代表者 |  |  | 　　　 |  |  |
|  |
| 2 |  |  |  |  |  |
|  |
| 3 |  |  |  |  |  |
|  |
| 4 |  |  |  |  |  |
|  |
| 5 |  |  |  |  |  |
|  |
| 6 |  |  |  |  |  |
|  |
| 7 |  |  |  |  |  |
|  |
| 8 |  |  |  |  |  |
|  |
| 9 |  |  |  |  |  |
|  |
| 10 |  |  |  |  |  |
|  |
| 11 |  |  |  |  |  |
|  |
| 12 |  |  |  |  |  |
|  |
| 13 |  |  |  |  |  |
|  |
| 14 |  |  |  |  |  |
|  |

申請書に記入した内容について、間違いありません。また、別紙「注意事項、記入のしかた」の「３　登録の条件」については遵守することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

　　代表者氏名:

(相違があることが判明した場合は、登録取り消し等の措置を講じることがあります。)

―　注意事項、記入のしかた　―

１　＜活動内容（利用団体）＞

以下を参考に申請書に記入してください。

「**アマチュアスポーツグループ活動**」とは

　　・ 老人会等地元団体活動である。

　　・ 社員、同級生、友人等親睦を図ることを目的としている。

　　・ 月謝、年会費など金銭を集めていない（払っていない）。

　 　 上記いずれかに当てはまる団体である。

「**子ども会活動**」とは

　　・ 子ども会の活動である。

「**体育協会加盟団体活動**」とは

　　・ 体育協会加盟団体(スポーツ少年団を含む)及び地域総合型スポーツクラブの活動である。

　　「**スポーツを教える団体**」とは

　　・ 子ども大人問わず人を集めてスポーツを教える団体である。

２　＜団体代表者＞

以下の項目を確認してください。

　　・ 団体を十分把握しており、確実に市と連絡が取れる者を代表者とすること。

　　・ 活動内容が「**スポーツを教える団体**」の代表者は、仕事に従事していること。（勤務先の名称及び電話番号が記入されている）

３　＜登録の条件＞

施設については、営利目的では使用できません。以下の項目について誓約してください。

・ 月謝、会費等を徴収していない。もしくは徴収しているが、交通費や消耗品費など事業　　　の遂行のために必要な経費以上は徴収していない。

・ 継続的に同一の講師、指導者に依存する活動については、謝礼が社会通念上許容される範囲である。

　　・「収支決算書」等、市から請求があった場合には、速やかに提出します。